令和２年４月17日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
産業医担当理事　木村　耕三

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

神奈川県医師会を通じて日本医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会長より本職宛てに周知依頼がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
保険医療学術課　担当：深澤
横浜市中区富士見町3－1
TEL045(241)7000　FAX 045(241)1464
E-mail：y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

受 02.4
鎌倉市医師会

日医発第73号（健Ｉ32）
令和２年４月１４日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横　倉　義

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた
職場における対応について（要請）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について、別紙のとおり、厚生労働省安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和２年３月２８日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発表され、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）リスクを回避するための国民の行動変容を求めております。

こうした提言や昨今の状況にかんがみ、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、下記の対策に適切に取り組んでいただきたく存じます（詳細は別添資料のとおり）。

１．職場における対策の基本的な考え方
２．大規模な感染拡大防止等に向けた対策について
３．風邪症状を呈する労働者への対応について
４．新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について
５．新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

※安全衛生委員会／衛生委員会参考資料として「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（別添資料）についても参照願います。

つきましては、これらの内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

基安発 0401 第 1 号
令和２年４月１日

公益社団法人日本医師会会長　殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた
職場における対応について（要請）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和２年３月 28 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発表され、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）リスクを回避するための国民の行動変容を求めております。

こうした提言や昨今の状況にかんがみ、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、下記の対策に適切に取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業に対し、要請いただきますようお願いします。

記

１　職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という３つの条件が同時に重なる場を避け、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。

このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り

組む方針を全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

2　大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容及び別添の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考として、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。

その際、事業場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、衛生管理の知見を持つこうした労使関係者により構成する組織を有効活用するとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）を確認いただきたいこと。

（1）職場内での感染防止行動の徹底

（換気の徹底等）

- 必要換気量（一人あたり毎時 30m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。
- 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、１時間に２回程度、窓を全開して換気を行うこと。

（接触感染の防止）

- 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

  ※　手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。
- せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗

いの実施について掲示を行うこと。

- 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

（飛沫感染の防止）

- 咳エチケットを徹底すること。
- 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（１メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（２メートル以上）こと。
- テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- 外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（２メートル以上）を取ること。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

（一般的な健康確保措置の徹底等）

- 疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配意すること。（例：出勤前や出社時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

（２）通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

（接触感染の防止）

- 出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

（飛沫感染の防止）

- 咳エチケットを徹底すること。
- 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の労働者の密度を下げ

る等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な労働時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。

- 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

（3）在宅勤務・テレワークの活用

- 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- 感染の恐れがある労働者が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3　風邪症状を呈する労働者への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理とすること。具体的には、次のような対応が考えられること。特に、①高齢者、②基礎疾患がある者、③免疫抑制状態にある者、④妊娠している者について配慮すること。

- 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- 労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

①　一般の方（②及び③以外の方）：

- 労働者に風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が４日以上続いている場合（解熱剤を飲み

続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある場合は２日程度続く場合。）

・　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

② 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：

・　風邪の症状や37.5度以上の発熱が２日程度続く場合

・　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③ 妊娠中の方：

・　風邪の症状や３７．５度以上の発熱が２日以上続く場合

・　強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

４　新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。

・　労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）

・　職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること

・　労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと

・　その他（必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等）

５　新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

安全衛生委員会／衛生委員会資料　　：令和２年　月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。

2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1　感染防止のための基本的な対策	
（1）咳エチケットの徹底について	
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（2）手洗い等の徹底について	
・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（3）日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（4）その他の対策について	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
2　クラスターの発生防止のための対策	
（1）基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（2）換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ

(3)多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(4)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
3　風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
4　新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
(3)その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ
5　感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他(　　)	はい・いいえ

※　ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版